

## 社会福祉法人函館共働宿泊所役員及び評議員等報酬支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共働宿泊所の非常勤の理事長、理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の種類)

第2条 報酬の種類及びその額は、次のとおりとする。

(1) 会議報酬 1日につき 5,000円(税込み)

### (手当の支給)

第3条 報酬の支払いについては、会議等(理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、研修会等)の開催後に源泉所得税額を差し引いた額を現金にて支給する。なお、役員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示した会議(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会)についても支給する。

### (費用の弁償)

第4条 役員等が、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 会議等の開催地が渡島総合振興局及び檜山振興局管外の場合には、社会福祉法人函館共働宿泊所旅費規程に基づき費用を弁償することができる。

ただし、役員等の居住地において開催される会議等にはこれを弁償しない。

### (規則の撤廃)

第5条 この規則の改廃は評議員会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。

( 経 過 )

1. 平成 29 年 2 月 27 日 規程認定 (理 事 会)
1. 平成 29 年 6 月 20 日 規程認定 (評議員会)  
(平成 29 年 4 月 1 日施行)
1. 令和 2 年 12 月 11 日 規程の一部改定 (理 事 会)  
1. 第 3 条 (手当の支給) の一部を改定した。
1. 令和 2 年 12 月 21 日 規程の一部改定を認定 (評議員会)  
1. 第 3 条 (手当の支給) の一部を改定した。  
(令和 2 年 4 月 1 日施行)

